

水道局を装う 不審者・不審メールにご注意！

水道局の関係者を装い、自宅などへ訪問する不審者や、料金請求に関する不審メールに関する情報が多数寄せられています。ご注意ください。

- ・「点検／検査」などの名目で自宅に訪問があった場合、必ず身分証の提示を求めてください。
- ・メールで水道料金に関する案内を行うことはありません。不審メールは開かず削除してください。

困ったときは、消費生活総合センター
にご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索